

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>三の二 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>五の二 特定投資家向け取得勧誘 法第四条第三項に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>七の二 特定証券等情報 法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。</p> <p>八～十二 (略)</p> <p>十二の二 取扱有価証券 法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。</p> <p>十三～十九 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八～十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十三～十九 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(安定操作届出書の記載事項)

第五条 令第二十三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 令第二十一条第二号の規定により目論見書又は特定証券等情報において記載され、又は記録された取引所金融商品市場及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の名称又は商号

七 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 令第二十一条第三号の規定により目論見書又は特定証券等情報において記載され、又は記録された店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会
会の名称

八 当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の銘柄、発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）及び発行価額又は売出価額の総額

(安定操作届出書の記載事項)

第五条 令第二十三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 令第二十一条第二号の規定により目論見書に記載された取引所金融商品市場及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の名称又は商号

七 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 令第二十一条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の名称

八 当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の銘柄、発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）及び発行価額又は売出価額の総額

九・十 (略)

(空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)

第十条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〇十二 (略)

十三 有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に依じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十四・十五 (略)

十六 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)

第四条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号。以下

この号及び第十四条第十七号ハにおいて「投信法施行令」という。第十二条第二号イに掲げる旨を定めている投資信託に係るものに限る。以下この章において「投資信託受益証券」という。)に係る次に掲げる取引

イ・ロ (略)

十七 (略)

九・十 (略)

(空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)

第十条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〇十二 (略)

十三 有価証券の募集又は売出しに依じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十四・十五 (略)

十六 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)

第四条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号。以下

この号及び第十四条第十七号ハにおいて「投信法施行令」という。第十二条第二号イに掲げる旨を定めている証券投資信託に係るものに限る。以下この章において「投資信託受益証券」という。)に係る次に掲げる取引

イ・ロ (略)

十七 (略)

第十一条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 十 (略)

十一 有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に応じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二・十三 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二十四条 法第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 (略)

二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。)を行う者が有価証券の引受け(法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第十一条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 十 (略)

十一 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二・十三 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二十四条 法第六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 (略)

二 有価証券関連業(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。)を行う者が有価証券の引受け(法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)又は売出しを行う業務により取得した株式

三 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇九 (略)

十 令第二十八条の二第十二号に掲げる事実 優先株に係る取扱有価証券としての指定(認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この号において同じ。)の取消しの原因となる事実(優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く。)が生じたこと。

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇五 (略)

五の二 法第六十六条第二項第五号へに掲げる事項 解散(合併による解散を除く。以下この号及び次項第五号の二において同じ。)
該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十

第五十条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇九 (略)

十 令第二十八条の二第十二号に掲げる事実 優先株に係る取扱有価証券(法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下この号において同じ。)としての指定(認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この号において同じ。)の取消しの原因となる事実(優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く。)が生じたこと。

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇五 (略)

(新設)

に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六〇十二 (略)

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇五 (略)

五の二 法第六十六条第二項第五号へに掲げる事項 解散による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていづれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六〇十二 (略)

(重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧)

六〇十二 (略)

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇五 (略)

(新設)

六〇十二 (略)

(重要事実等又は公開買付け等事実の公衆縦覧)

第五十六条 令第三十条第一項第二号又は第三号に規定する重要事実等（同項第一号に規定する重要事実等をいう。以下この条において同じ。）又は公開買付け等事実（同項第二号に規定する公開買付け等事実をいう。以下この条において同じ。）の通知を受けた金融商品取引所（当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が認可金融商品取引業協会の場合にあつては、当該認可金融商品取引業協会。以下この条において同じ。）は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。

2～4 （略）

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 法第六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十一 （略）

十二 業務等に関する重要事実を知る前に、発行者の同意を得た特定有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された特定有

第五十六条 令第三十条第一項第二号に規定する重要事実等（同項第一号に規定する重要事実等をいう。以下この条において同じ。）又は公開買付け等事実（同項第二号に規定する公開買付け等事実をいう。以下この条において同じ。）の通知を受けた金融商品取引所（当該重要事実等又は公開買付け等事実の通知を受けた者が認可金融商品取引業協会の場合にあつては、当該認可金融商品取引業協会。以下この条において同じ。）は、電磁的方法により、当該通知を受けた重要事実等又は公開買付け等事実を公衆の縦覧に供するものとする。

2～4 （略）

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 法第六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十一 （略）

十二 業務等に関する重要事実を知る前に、発行者の同意を得た特定有価証券の売出しに係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された特定有価証券の売出しに係る計画に基づき当

価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき当該特定有価証券の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

2・3（略）

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七條第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十一（略）

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者である会社の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十條に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う

該特定有価証券の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）を行う場合

2・3（略）

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七條第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十一（略）

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者である会社の同意を得た上場等株券等の売出しに係る計画又は令第三十條に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出しに係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）を行う場合

2
・
3
(略)

ものに限る。)を行う場合

2
・
3
(略)